

マイナンバー漏えい時は郵送等で報告

H27. 10. 30

週間【税のしるべ】第3189号に以下の記事が掲載されました。

漏えい時は郵送等で報告

マイナンバー特定個人情報保護委員会に

特定個人情報保護委員会はこのほど、100人分を超えるマイナンバーを含む個人情報(特定個人情報)の漏えい等があった場合など、同委員会の定める情報漏えいの重大事案またはそのおそれのある事案が発覚した場合は、FAXにてその旨を同委員会に報告することや重大事案を除く報告については、同委員会に郵送で報告を求めるなど特定個人情報漏えい時の報告方法を公表した。

特定個人情報が事業者から漏えいした場合などは、事業者に対してその旨を特定個人情報保護委員会に報告することなどが求められる。特に100人分を超える特定個人情報の漏えい等があった場合などは「重大事案」として直ちに同委員会にFAXで報告する。重大事案でなければ報告は郵送でよい。

同委員会のホームページには、「委員会への報告に関する任意様式(重大事案の報告を除く)」と「重大事案又はそのおそれのある事案の報告様式」が掲載されており、報告にはこの様式を用いる。

同委員会のFAX番号は 03-3582-8286

郵送書類の送付先は〒107-0052、東京都港区赤坂1-9-13三會堂ビル8階となっている。

上記記事は、週間【税のしるべ】第3189号より抜粋いたしました。